

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

2019年1月1日以降始期版

この書面では、『エイブルの入居者保険』(リビングプロテクト総合保険)および地震保険に関する重要な事項をご説明しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり」(普通保険約款・特約)をご参照ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み **契約概要**

リビングプロテクト総合保険は賃貸住宅にお住まいの方を対象とした火災保険です。

この保険は、保険証券記載の建物（被保険者が占有する戸室）に収容されている「家財」を保険の対象として、火災をはじめとする様々な偶然な事故により保険の対象に損害が生じたときに保険金をお支払いします。また、地震保険をご契約された場合には、地震等により保険の対象に損害が生じたときに保険金をお支払いします。

2. 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

(1)主な支払事由（保険金をお支払いする場合）
損害保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり」等でご確認ください。

①火災②落雷③破裂・爆発④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢(いっ)水による水濡れ⑥騒擾(じょう)・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為⑦水災⑧盗難⑨風・雹(ひょう)・雪災⑩その他の偶然な事故（破損・汚損等）

また、上記の保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。費用保険金は次のとおりです。詳細は普通保険約款の「第4章 費用補償条項」に記載されておりますので、ご参照ください。

臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、水道管修理費用保険金、鍵取替え費用保険金、特別費用保険金

(2)主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）
この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

地震保険をご契約されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いできません。

※居住用建物および家財を対象とする火災保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。保険申込書により保険契約をお申込みになる場合において、地震保険をご契約いただかないときは、保険申込書の「地震保険非付帯確認ご署名欄」にご署名またはご捺印をお願いします。
上記のほか、次のような場合にも保険金をお支払いしません。

(4)保険の対象

- ①保険の対象となるもの
保険の対象は、保険証券記載の建物（被保険者が占有する物置、車庫、その他の付属建物を含まず。）に収容され、かつ、被保険者、被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）が所有する家財です。
- ②保険の対象とならない主なもの
●船舶、航空機、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
●通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等
●義歯、義肢、コンタクトレンズ
●動物および植物等の生物
●稿本、設計書、図案、証書、帳簿
●コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ
●被保険者の業務の用に供されるもの、商品 など
※通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等は、盗難事故の場合には保険の対象となります。（ただし、引越し中の盗難事故の場合は対象外です。）
- ③貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品の取扱い
●貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品は市場価格基準で保険金をお支払いします。
●この保険では、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品は保険申込書に明記しなくても自動的に保険の対象に含まれます。
●1個、1組または1対の損害額が市場価格基準で30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなして保険金をお支払いします。（1個、1組または1対につき、30万円が保険金支払いの上限となります。）

3. 保険金額（ご契約金額）の決め方 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険は、保険金額（ご契約金額）を限度として、再調達価額（損害が発生した保険の対象と同等のものを再取得するのに要する金額）を基準に、実際の損害額を損害保険金としてお支払いします。損害が発生した場合に十分な補償が受けられますよう、保険の対象（家財）の評価額（再調達価額）を目安に、その範囲内で保険金額をお決めください。
なお、保険金額が保険の対象の価額を超えている場合は、その超過した部分について保険金は支払われません。超過部分に対する保険料は無駄になる場合がありますので、保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の実際の価額を超えていないかをご確認ください。

4. 補償重複 **注意喚起情報**

- (1)他の保険契約
他の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）でこの保険の補償内容と同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。補償が重複すると、保険金支払いの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、この保険の補償・特約の要否をご判断いただいた上でご契約ください。
- (2)特約の補償重複の場合の保険金の支払に係るご注意
この保険には、お客様の日常生活に必要な補償として、賠償責任・修理費用補償特約および事故被害者弁護士費用補償特約がセットされています。補償範囲が同じで保険金額が「無制限」以外の保険契約が複数ある場合には、各々の保険金額を合算した金額がお支払いの限度額となります。また、他の保険契約において、補償範囲が同じで保険金額が「無制限」の賠償責任補償がある場合は、賠償責任補償の限度額は増額されません。複数のご契約のうちいずれかにセットすることで十分な補償が得られる場合があります。(注)
(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 被保険者と同居の親族、被保険者と生計を共にする親族または被保険者の同居人の故意
- 保険の対象の置き忘れ、紛失
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 水災で、損害額が再調達価額の30%未満の場合かつ、家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ等または、ねずみ食い等
- すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または落書き等の汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入

(3)この保険に付帯する主な特約およびその概要
この保険では次の特約が自動付帯されます。任意で付帯できる特約につきましては、ご契約のしおり等でご確認ください。

- ①賠償責任・修理費用補償特約
個人賠償責任補償
被保険者であるご本人またはご家族（配偶者、生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子）、ご本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）が次の事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。
なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象にはなりません。
●借用住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
●名誉毀損、プライバシーの侵害
借家人賠償責任補償
被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって借用户室が損壊し、被保険者がその借用户室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。
修理費用補償
「(1)主な支払事由（保険金をお支払いする場合）」の①～⑥、⑧および⑨の事故により借用户室に損害が生じたとき、または偶然な事故により借用户室の外部に面する出入口のドア等、シャッターまたは窓ガラスに損害が生じたときにおいて、賃貸借契約に基づきたは緊急的に、自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。
ただし、借家人賠償責任補償で保険金が支払われる場合を除きます。
- ②事故被害者弁護士費用補償特約
被保険者が、日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害（身体の障害、財物の損壊）を受け、弁護士、司法書士または行政書士への法律相談や損害賠償請求の委任によって費用を負担したときに保険金をお支払いします。
- ③賃借・引越し費用補償特約
損害保険金が支払われる場合において保険の対象が半損（再調達価額の30%以上の損害）以上になったときに、被保険者が負担した、臨時に住宅建物を借用する費用または宿泊施設を利用する費用あるいは引越しに伴う費用に対して保険金をお支払いします。

(3)補償重複の可能性のある主なご契約

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	リビングプロテクト総合保険の家財の補償	家庭用火災保険の家財を補償する契約 等
②	リビングプロテクト総合保険の賠償責任・修理費用補償特約	普通傷害保険の賠償責任危険補償特約 自動車保険の個人賠償責任補償特約 等
③	リビングプロテクト総合保険の事故被害者弁護士費用補償特約	自動車保険の弁護士費用補償特約 等

5. 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間は1年間、2年間、3年間のいずれかとなります。
(注) 1年未満の短期契約や3年を超える長期契約はできません。
補償は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（これと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

- (1)保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、保険期間、地震保険契約の有無（地震保険を付帯する場合には保険の対象を収容する建物の所在地・構造等）により決まります。お客様が実際に契約する保険料は、同封のご案内にてご確認ください。
- (2)保険料の払込方法
ご契約の保険料は、払込票に記載された使用期限までの間、払い込むことができます。ご継続契約の保険開始日を過ぎて払い込んだ場合の補償につきましては、ご案内をご参照ください。
- (3)保険料の払込猶予期間等の取扱い
保険契約者と弊社との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合の継続契約において、保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いしません。

7. 地震保険の取扱い **契約概要** **注意喚起情報**

- (1)商品の仕組み
地震保険は火災保険にセットしてご契約いただく必要があります。地震保険を単独で契約することはできません。また、保険期間の途中で地震保険を追加したい場合には、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- (2)補償内容
①地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象（家財）に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- | 損害の程度 | 【家財】 認定の基準 | お支払いする保険金の額 |
|-------|----------------------------|------------------------|
| 全 損 | 家財の損害額が家財全体の時価の80%以上 | 地震保険金額の100%（時価が限度） |
| 大半損 | 家財の損害額が家財全体の時価の60%以上 80%未満 | 地震保険金額の 60%（時価の60%が限度） |
| 小半損 | 家財の損害額が家財全体の時価の30%以上 60%未満 | 地震保険金額の 30%（時価の30%が限度） |
| 一部損 | 家財の損害額が家財全体の時価の10%以上 30%未満 | 地震保険金額の 5%（時価の5%が限度） |
- 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。
 - 損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つに分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出して行います。詳細は、地震保険「ご契約のしおり」でご確認ください。

- ② 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

(2016年7月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11兆3,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(3) 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

- ① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものをリビングプロテクト総合保険の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品
- ② 保険の対象が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

(4) 保険期間(ご契約期間)

リビングプロテクト総合保険とセットで地震保険をご契約いただく場合、地震保険の保険期間はリビングプロテクト総合保険の保険期間と同一となります。

(5) 引受条件(保険金額等)

- ① リビングプロテクト総合保険とセットで地震保険をご契約いただくときの保険の対象は、「家財」となります。
- ② 地震保険の保険金額は、リビングプロテクト総合保険の保険金額の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、1,000万円が限度となります。保険料は、保険金額のほかに、家財を収容する建物の構造および所在地により決まります。また、保険料の割引制度として、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引があり、割引条件に合致する場合には所定の確認資料をご提出いただくことにより、いずれかの割引を適用することができます。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

8. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) **注意喚起情報**

- (1) 保険契約者または被保険者には、保険契約締結の際、保険申込書に記載する事項のうち、保険契約にかかわる特に重要な事項(告知事項)について、正しくお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、弊社はこの保険契約を解除することがあり、その場合、解除前に発生した損害または費用についても保険金をお支払いしない場合があります。

2. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

- ① 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

3. 共同保険について **注意喚起情報**

- 弊社および他の損害保険会社の共同保険契約となる場合には、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 弊社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

4. 引受保険会社が経営破綻した場合 **注意喚起情報**

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。リビングプロテクト総合保険ならびに地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払	解約返れい金
リビングプロテクト総合保険*	●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) ●3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%
地震保険	●保険金を全額支払(補償割合100%)	全額支払(補償割合100%)

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

2. クーリングオフ(申込みの撤回等)について **注意喚起情報**

1年を超える保険契約のお申込みをした場合、書面によりその保険契約の撤回または解除を行うことのできるクーリングオフ制度がありますが、このご案内によるご契約は郵便を利用した通信販売によるお申込みとなりますので、クーリングオフをすることはできません。ご契約内容を充分にご確認いただき、ご納得の上でお申込みくださるようお願いいたします。

3 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項) **注意喚起情報**

- (1) 保険契約者または被保険者には、保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ① 保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと
 - ② 保険の対象を他の場所へ移転したこと
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、弊社はこの保険契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

2. 解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは弊社「サポートセンター」までお問い合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④ ①から③のほか、保険契約者または被保険者が、保険契約の存続を困難とする、①から③までの事由がある場合と同程度の重大な事由を生じさせたこと

5. 保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更のご連絡先

○保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更は、必ずご本人が、取扱代理店または弊社へご連絡ください。

取扱代理店：株式会社エーシーサービス (エイブル&パートナーズグループ保険担当)
フリーダイヤル：0120-135-105 (受付時間：平日 午前9時30分~午後5時30分)

弊社

サポートセンター：0120-233-522 (受付時間：平日 午前9時~午後5時)

携帯電話・PHSからは ナビダイヤル0570-004256 (通話料はお客様のご負担となります)へお掛けください。
弊社ホームページ(www.chubb.com/jp-chintai)でも解約受付を承ります。

6. 退去に伴う解約のご連絡先

○退去に伴う保険契約の解約につきましては、必ずご本人が、弊社「サポートセンター」へご連絡ください。

サポートセンター：0120-233-522 (受付時間：平日 午前9時~午後5時)

携帯電話・PHSからは ナビダイヤル0570-004256 (通話料はお客様のご負担となります)へお掛けください。
弊社ホームページ(www.chubb.com/jp-chintai)でも解約受付を承ります。

7. 事故が起こった場合のご連絡先

○事故が起こった場合には、弊社「事故受付ダイヤル」へご連絡ください。

事故受付ダイヤル：0120-880-163 (年中無休・24時間受付)

お支払いする保険金に免責金額(自己負担額)が適用される場合、免責金額を超える損害額が保険金支払いの対象となります。適用される免責金額は保険金の種類や事故の内容によって変わりますので、保険証券(または保険契約証、保険契約継続証、加入者証)でご確認くださいませよう、お願いします。事故により損害賠償責任を負担した場合には、示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

また、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

8. 苦情・要望などのご連絡先 **注意喚起情報**

○弊社への苦情・要望などは、弊社「お客様サポートダイヤル」へご連絡ください。

お客様サポートダイヤル：0120-550-385 (受付時間：平日 午前9時~午後5時)

○お客様と弊社との間で問題を解決できない場合

弊社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン：03-5425-7963
(受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時~午前12時、午後1時~午後5時)
ホームページ：http://www.hoken-ombs.or.jp/